

一般事業主行動計画の公表について

平成 25 年 4 月 1 日

嶋本運輸株式会社

嶋本運輸株式会社は、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を公表いたします。

次世代育成支援対策法とは

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、平成 17 年 4 月 1 日から 10 年間かけて集中的かつ計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。

一般事業主行動計画とは

企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画です。

嶋本運輸株式会社 一般事業主行動計画

全ての従業員が働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間

内容 雇用環境の整備に関する事項

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備。

(1) 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

(2) 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

以上